

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
アゼルバイジ ヤン	土地改良・灌漑 ^{かんがい} 機材整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とアゼルバイジヤン共和国政府 との間の交換公文	土地改良・灌漑 ^{かんがい} 機材整備計画を実施するために必要 な 1. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	624,000千円 H17.3.29まで	H16.3.30 バクーで (同日)	日本側 藤原稔由在アゼル バイジヤン大使 アビ アゼルバイジヤン側 副首相 ド・シヤリホフ	H16.10.5 663号
アゼルバイジ ヤン	食糧増産援助に関する日本国政 府とアゼルバイジヤン共和国政 府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資並びにそ の輸送及び調達に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.31まで	H17.3.9 バクーで (同日)	日本側 安部忠宏在アゼル バイジヤン大使 イス アゼルバイジヤン側 農業大 ヤット・アバソフ	H17.6.22 475号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。